

公募型総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり一般競争入札に付しますので、入札参加希望者は参加表明書及び技術資料を提出されたく公募します。

2020年8月17日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

1 業務概要

(1) 業務名 (改修) 高速3号渋谷線(池尻～三軒茶屋)更新事業に係る交通調査

(2) 業務内容

本業務は、高速3号渋谷線(池尻～三軒茶屋)の更新に係る交通調査を行うものである。

<業務内容>

- ① 交通量調査
- ② 旅行速度調査
- ③ 渋滞長調査
- ④ 信号現示調査
- ⑤ 歩行者通行量調査

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2021年2月28日まで

(4) その他

- ① 本業務は、参加表明書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、入札金額と技術資料を総合評価して落札者を決定する公募型総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）である。落札者の決定方法等の詳細については、現場説明書1(13)に記載のとおりである。
- ② 本業務は、参加表明書の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。
- ③ その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における2019・2020年度競争参加資格の「交通調査」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限

について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項 1 (10) ウの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2010年度以降に大都市圏における交通調査に関して、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格

技術士〔建設部門（道路）〕、RCCM（道路）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績

2010年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならぬ。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：大都市圏での一般道路における、交通調査

類似業務：大都市圏以外での一般道路における、交通調査

※上記「大都市圏」：総務省統計局が定義している統計上の地域区分（札幌、仙台、関東、新潟、静岡、浜松、中京、近畿、広島、北九州・福岡）なお詳細は総務省統計局ホームページを参照のこと (<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/1-5.html>)

ハ 手持ち業務量

2020年8月17日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2020年8月17日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で4億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超過していない者

(5) 参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに、当社から競争参加停止措置（平成 17 年準則第 22 号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術資料の評価基準

(1) 技術資料による評価

- ① 法人の業務実績
- ② 予定管理技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社 更新・建設局 総務・経理課

〒141-0032

東京都品川区大崎 1-6-3（日精ビル 11 階）

TEL：03-5434-7825 FAX：03-5434-7571

(2) 現場説明書・技術資料作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間：2020 年 8 月 17 日（月）から 2020 年 9 月 3 日（木）午後 4 時まで
- ② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R 等の配布）により無償で交付するので、上記（1）の担当課まで申し出ること。
 - ・ 首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>）

③ 交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術資料の提出期限、提出場所及び提出方法

① 電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

- ・ 受付期間：2020 年 8 月 17 日（月）午前 10 時から 2020 年 9 月 3 日（木）午後 4 時まで
- 技術資料（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

- ・ 受付期間：2020 年 8 月 17 日（月）から 2020 年 9 月 3 日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。)、午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。)
- ・ 受付場所：上記 4(1)に同じ。

<郵送の場合>

- ・受付期間 : 2020 年8月17日 (月) から2020年9月2日 (水) まで。
- ・郵送方法 : 書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。

- ・郵送先 : 上記4(1)に同じ。

② 紙入札による場合

参加表明書及び技術資料 (持参又は郵送により提出すること。)

<持参の場合>

受付期間、受付場所は、上記4 (3) ①<持参の場合>のとおり。

<郵送の場合>

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記4 (3) ①<郵送の場合>のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4 (1)に同じ。

(4) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777 (ダイヤルイン)

(平日のみ午前9時から午後5時30分まで (正午から午後1時までを除く。))

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

(6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

(7) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。

(8) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については評価の対象とする。ただし、業務評価点の通知を受けていないものについては業務評価点に関する評価の対象外とする。

(9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については、2020年度の手持ち業務とみなさない。

(10) 詳細は現場説明書及び技術資料作成要領による。